

令和6年1月

定例会議事録

坂出市農業委員会

開催日時 : 令和6年1月19日(金) 午前8時57分～9時25分

開催場所 : 坂出合同庁舎 4階大会議室

出席委員

1 番 松浦 雄一	2 番 石井 淑雄
3 番 吉田 宏明	4 番 原 武信
5 番 山下 祝	6 番 本条 仁史
7 番 木下 得代	8 番 猪熊 幸雄
9 番 大原 眞路(会長)	10 番 土井 正幸
11 番 高市 佳和	12 番 山本 茂
13 番 宮本 賢一	14 番 藤川 一雄
15 番 梶野 和幸(会長職務代理)	16 番 山下 恵
17 番 富木田 好正	18 番 三木 洋一

欠席委員

傍聴推進委員

1 番 濱崎 郷廣

農業委員会事務局出席者

事務局長	福家 浩文
事務局長補佐	竹村 秀基
事務局書記	山崎 貴士

議事

第 1 号議案	農地法第 3 条許可申請	4 件	田 畑	5,222 16	m ² m ²
第 2 号議案	農地法第 4 条許可申請	件	田 畑		m ² m ²
第 3 号議案	農地法第 5 条許可申請	1 件	田 畑	156.29	m ² m ²
第 4 号議案	非農地証明願	7 件	田 畑	46.88 570	m ² m ²
第 5 号議案	農地改良に係る届出	件	田 畑		m ² m ²
第 6 号議案	農用地利用集積計画書	14 件	田 畑	17,512.22 3,827	m ² m ²
第 7 号議案	農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請	1 件	田 畑	4,343	m ² m ²
第 8 号議案	地籍調査に基づく地目変更について				
報告第 1 号	合意解約	2 件	田 畑	1,429	m ² m ²

令和6年1月 農業委員会定例会 議事録

事務局長

おはようございます。

定刻が参りましたので、只今より1月の定例会を開催いたします。

本日ご審議をお願いする案件は、第1号議案から第8号議案まで 合計 28件でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

本日は、農業委員18名中 18名の出席を頂いており、定例会が成立していることをご報告いたします。

それでは、坂出市農業委員会会議規定により梶野会長職務代理に以後の議事進行をお願いしたいと存じます。

(挨拶)

会長職務代理

早速ではございますが、議事に移りたいと存じます。

本日の署名委員を 5番 山下 委員さんと 6番 本条 委員さんのお二人にお願いします。

次に、今月の現地調査につきましては、18番 三木 委員さん、1番 松浦 委員さん、2番 石井 委員さんと私で、 1月18日(木)に実施しておりますので、後ほど現地調査の報告をお願いしたいと存じます。

では、ただいまより議事に移らせていただきます。

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」4件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」4件についてご説明いたします。

1番、・・・、面積 16㎡【議案読み上げ】

申請理由 不整形地の取得であり、申請地は公団上農道であるが、現状は東西にある農地と一体化しており、この度用途廃止をすることができたため申請に至りました。

受人反別 459㎡

備考 所有権移転

本申請は、譲受人が不整形地取得のためにより譲り受けるものであります。作付予定作物は野菜で、自家消費を目的としています。

2番、・・・、面積 608㎡【議案読み上げ】

申請理由 生前贈与

受人反別 620㎡

備考 所有権移転

本申請は、譲受人が生前贈与により譲り受けるものであります。作付予定作物は野菜で、自家消費を目的としています。

3 番、・・・、面積 728 m² 外 3 筆 合計 3,297 m²【議案読み上げ】

申請理由 経営規模の拡大

受人反別 8,645 m²

備考 所有権移転

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は野菜で、販売を目的としています。

4 番、・・・、面積 644 m² 外 1 筆 計 1,317 m²【議案読み上げ】

申請理由 経営規模の拡大

受人反別 27,785.89 m²

備考 所有権移転

本申請は、譲受人が経営規模の拡大より譲り受けるものであります。作付予定作物は米で、自家消費および販売を目的としています。

本日の案件 4 件につきまして譲受人については、農地の耕作状況、農機具の所有状況、従事期間、周辺地域との関係等、第 3 条第 2 項各号には該当しないので許可相当と考えます。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第 1 号議案「農地法第 3 条許可申請」 4 件について、何かご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第 1 号議案「農地法第 3 条許可申請」 4 件につきまして原案どおり承認とさせていただきます。

続いて、第 3 号議案「農地法第 5 条許可申請」 1 件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局長補佐

それでは、第 3 号議案「農地法第 5 条許可申請」についてご説明いたします。

1 番、・・・、面積 66 m² 外 2 筆合計 156.29 m²【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 住宅

申請理由 譲受人は現在アパートに居住しておりますが、子供の成長に伴い手狭になってきたので、住宅建築を考えていました。申請地は、交通の便が良く生活の利便性も良いため、検討したところ、売却を考えていた譲渡人と話しがまとまり申請に至りました。

農地の区分 都市計画法により用途が第 1 種住居専用地域と定められている第 3 種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第3号議案「農地法第5条許可申請」1件について、何かご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第3号議案「農地法第5条許可申請」1件につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

続いて、第4号議案「非農地証明願」7件を議題に供します。

なお、第4号議案の1番から7番については現地調査を実施しておりますので、18番 三木 委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

三木委員 それでは、第4号議案「非農地証明願」の現地調査報告をさせていただきます。

1番、・・・、面積 570 m² 【議案読み上げ】

申請理由 昭和 27 年の農地法施行前から宅地として利用しているためです。

申請理由についての証明として国土地理院発行の昭和 22 年撮影の航空写真の提出があります。

2番から7番は申請地が隣接しており申請理由も同じためまとめてご説明いたします。

2番、・・・、面積 7.31 m² 【議案読み上げ】

3番、・・・、面積 3.83 m² 【議案読み上げ】

4番、・・・、面積 4.64 m² 外 1 筆 計 12.03 m² 【議案読み上げ】

5番、・・・、面積 4.60 m² 外 1 筆 計 10.27 m² 【議案読み上げ】

6番、・・・、面積 7.49 m² 【議案読み上げ】

7番、・・・、面積 5.95 m² 【議案読み上げ】

申請理由 平成 21 年頃から農業用水路として利用しているためです。

以上です。

会長職務代理 ありがとうございました。

ただいま三木 委員さん、より現地調査の報告がございましたが事務局の補足説明を求めます。

事務局長補佐 はい。第4号議案「非農地証明願」につきましては三木委員さんのご説明通りです
以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第4号議案「非農地証明願」 7件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第4号議案「非農地証明願」7件につきまして原案どおりこれを受理し、処理してまいります。

続いて、第6号議案「農用地利用集積計画書」14件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局書記 それでは第6号議案「農用地利用集積計画書」14件についてご説明いたします。
今月は新規に農地の貸借をする案件が7件、更新が4件、再設定が3件で、そのうち農地機構を通じた貸借が9件となっております。

以上、農用地利用集積計画書14件は、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第6号議案「農用地利用集積計画書」14件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第6号議案「農用地利用集積計画書」14件につきまして原案どおりこれを受理し、処理してまいります。

続いて、第7号議案「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請」1件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局長補佐 それでは、第7号議案「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請」についてご説明いたします。

1番、・・・、面積 1,429 m² 外2筆 計 4,343 m² 【議案読み上げ】

変更目的 造成計画の変更です。

申請理由 申請者は「建設残土による農地造成」として、一時転用の許可を既に受けています。

安全にも配慮して工事に着手して造成が行われてきましたが、周辺への影響をさらに抑えるために、土砂流出防止用の擁壁や小段の設置を追加するものです。

農地造成終了後は、元々の地形より傾斜が穏やかになり利便性が向上する計画であり、土地所有者は周辺でも果樹を栽培していますので、こちらで

も果樹を栽培する予定です。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第7号議案「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請」について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第7号議案「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請」につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

続きまして今月は農政部門の議案が1件出ております。

第8号議案「地籍調査に基づく地目変更」を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局長補佐

それでは第8号議案「地籍調査に基づく地目変更」についてご説明いたします。

本市では平成25年度から農林水産課地籍調査係において地籍調査を実施しており、一筆ごとの土地の境界地目地積等を確認し、法務局への登記を行っております。

本件は国土調査法に基づく地籍調査における地目認定について、登記簿上の地目が農地である土地の形質等が変更されている場合において、農業委員会に照会することとなっており、農林水産課地籍調査係より農業委員会の意見を求められたものであります。

今回の内容は、令和4年度（昨年度）に調査を実施した林田町のうち

字 前場 54件

字 大番南 24件

字 大番北 53件

字 洲鼻前 58件

でございます。

いくつかの事例を説明します。

9ページの番号1

登記地目は「田」ですが、調査後が「雑種地」になっています。また、面積ですが、登記は「217㎡」調査後は「227㎡」です。場所は同じですが、現代の測量技術により面積が増えています。このように、地籍調査の結果により、地目および面積の変更が行われます。

9ページの番号2

登記地目は「田」ですが、調査後が「公衆用道路」になっています。面積の変更はありませんので、地目のみ変更になります。

10ページの番号8

調査した結果、1筆の中に「水路」として提供していた部分があったため、分筆を

行うものです。元の地番から分筆が行われて新しく地番が作られます。地目は「用悪水路」、面積は「40 m²」として登記されます。所有者の変更はありません。

10 ページの番号 11、12

調査した結果、隣接している番地の合筆が生じる場合です。11 番の中に「道路」として使われている部分があります。12 番は、1 筆全て現状が道路です。12 番と一体的に「道路」となっている一部を 12 番に合筆して登記地目は「公衆用道路」とします。12 番の面積は変わりませんでした。11 番の田として残る面積は、分筆が行われたものの測量をし直したことにより、調査前より増加しています。

このように、調査した結果、公衆用道路や用悪水路として認められるものが今回の調査では半分以上、109 件あります。

12 ページの番号 26、27

調査前は、1 筆でした。そして、26 番の土地の隣には、同所有者の宅地があります。調査した結果、26 番の一部が宅地に取り込まれていましたので、27 番のとおり一部を分筆して、地目変更が行われます。26 番の残地「315 m²」は、「田」として残ります。

このように、国土調査法に基づく地籍調査による、地目変更の内容でございます。

参考までに、過去の調査地区は、平成 25 年度が、川崎町、番の州町等、平成 26 年度が、御供所町、沖の浜等であり、海岸線沿いを東に進めてきています。

令和 5 年度の調査は、高屋町の一部、大屋富町の一部が行われています。

令和 6 年度の予定は、八幡町及び白金町の一部が調査予定と聞いております。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第 8 号議案「地籍調査に基づく地目変更」について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第 8 号議案「地籍調査に基づく地目変更」につきまして原案どおり承認し、市農林水産課に対し異議ない旨の回答をしていくことといたします。

以上で、本日の農地法等許可申請の議案の審議を終了します。

続いて、報告第 1 号「農地法第 18 条 合意解約」2 件についてです。

事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは、報告第 1 号「農地法第 18 条 合意解約」2 件についてご説明いたします。

1 番、・・・、面積 1,097 m²【議案読み上げ】

解約理由 耕作者変更のため

備考 利用権 使用貸借権の解消 第 6 号議案 12 番関連

2 番、・・・、面積 332 m²【議案読み上げ】

解約理由 契約内容の変更であり、使用貸借から賃貸借への変更になります。
備考 登記面積 499 ㎡のうち 332 ㎡の解約 これは契約当時一部の貸付であつたためです。
利用権、使用貸借権の解消 第 6 号議案 8 番関連

以上、農地法第 18 条 合意解約の届出についての説明です。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、報告第 1 号「農地法第 18 条 合意解約」2 件について、なにかご質問はありませんか。

(委員による確認)

各委員 【なし】の声あり

会長職務代理 特にご質問もないようですので、報告第 1 号「農地法第 18 条 合意解約」2 件を受理し、処理してまいります。
その他の案件として、事務局の方で何かありますか。

(事務局からの連絡事項等)

それでは、これをもちまして 1 月の定例会を閉会致します。
長時間に亘るご審議をいただき、ありがとうございました。

9 時 25 分終了